

() 防火・防災 消防計画 (小規模テナント用)

第1章 総則

<目的>

第1条 この消防計画は、()における火災、地震等の災害の未然防止及び被害の軽減を図るために、必要な事項について定める。

<適用範囲と権原範囲>

第2条 この消防計画は、当テナントに勤務し、出入りするすべての者に適用する。
また、当テナントの管理権原者は、当テナントの占有部分における防火・防災管理業務について監督責任を負う。

<被害想定>

第3条 地震による被害想定は、震度6強とし、その予防対策等を事前に定めておく(別紙1参照)また、当ビルに策定されている共同防火・防災管理協議事項(以下「協議事項」という。)の予防対策等についても把握しておく。

<消防計画の見直し>

第4条 防火・防災管理者は、消防訓練等の機会をとらえ、より実効性のある消防計画となるよう見直しを図る。

<共同防火・防災管理協議会と自衛消防組織協議会>

第5条 当テナントの管理権原者は、当ビルに設置された共同防火・防災管理協議会及び自衛消防組織協議会(以下「協議会」という。)に積極的に参加し、当ビルの協議事項について把握する。

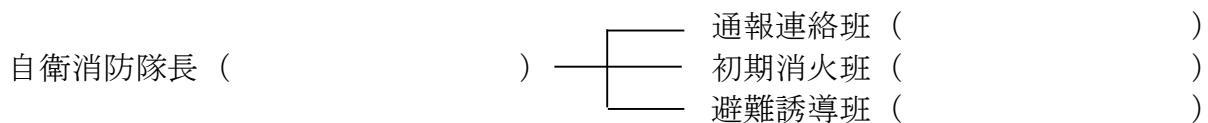
<自衛消防組織地区隊>

第6条 当テナントの自衛消防隊は、当ビルに設置された自衛消防組織の管理下にあるものとし、統括管理者の指示があった場合は、自衛消防組織地区隊として活動する。

第2章 予防対策

<自衛消防隊の体制>

第7条 当テナントの自衛消防隊の体制を次のように定める。



<防火・防災に係る訓練及び教育>

第8条 訓練及び教育は、当ビルの訓練に参加するなど、次のとおり実施する。また、訓練を実施する際は、事前に中消防署に届け出る。

- (1) 通報、消火、避難を中心とした火災総合訓練及び教育を年1回以上実施する。
 - (2) 前(1)に地震の要素を加えた地震総合訓練及び教育を年1回以上実施する。
- 2 防火・防災管理者は、法令に従い防火・防災管理再講習を受講する。

<建物等の自主検査>

第9条 防火・防災管理者は、防火及び防災（主に地震）の観点から、建物、避難施設、火気使用機器、消防用設備等について、月に一度自主検査を実施する。（別紙2）

<法定点検の実施、報告>

第10条 次の法定点検については、協議事項で定めたとおり実施する。

- (1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検
- (2) 防火対象物定期点検
- (3) 防災管理点検

<自主検査、法定点検の記録など>

第11条 防火・防災管理者は、自主検査並びに法定点検の実施結果を防火管理台帳等に記録する。なお、自主検査や法定点検の結果、不備箇所が認められた場合は、管理権原者に報告し、改修を図らなければならない。

<防火・防災管理者及び従業員の遵守事項>

第12条 防火・防災管理者及び従業員は、当テナント内の火災予防及び地震対策等のため、次の事項を遵守する。

- (1) 改装工事を行う場合は、防火上の構造の維持管理、火気取扱いの安全管理などの必要な対策を講ずるとともに、当ビルの防火・防災管理者に事前に報告する。
- (2) レイアウト変更を行う場合は、備品の転倒防止や落下防止などの対策がとられているか確認する。
- (3) 地震発生時に必要となる資機材等については、当ビルの協議事項に従い、保管すべき資器材等を維持管理する。
- (4) 喫煙、吸殻の管理を適切に行う。
- (5) 放火対策として、死角となる場所に可燃物を放置しない。
- (6) 火災や地震等の発生時に避難障害が起きないように、扉の周囲、通路、階段等に物品を置かないとともに、過剰に来客者が入らないように管理する。

第3章 応急対策（警戒宣言等発令時を含む。）

<火災発生時の体制>

第13条 第7条のとおり。

<火災発生時の活動>

第14条 火災発生時の自衛消防隊の活動は、次のとおりとする。

- (1) 通報連絡・・・消防機関（119番）へ通報し、その後防災センター等へ連絡する。
- (2) 初期消火・・・消火器、屋内消火栓等を使用し、初期消火を実施する。
- (3) 避難誘導・・・来客者を安全な場所へ避難誘導する。

2 統括管理者及び本部隊の指示があった場合は、その指示に従い活動する。

<大規模地震発生時の体制>

第15条 大規模地震が発生した場合は、当テナントの自衛消防隊は、自衛消防組織地区隊としての体制をとる。(別紙3参照)

<大規模地震発生時の活動>

第16条 地震発生時はまず自身の安全確保を第一とする。自衛消防隊地区隊の活動は、次のとおりとする。

- (1) 通報連絡・・・周囲の被害状況について情報収集し、防災センター等へ被害の状況を連絡する。
- (2) 初期消火・・・火気使用設備の停止を確認する。火災が発生した場合は速やかに初期消火を実施する。
- (3) 避難誘導・・・来客者を安全な場所へ避難誘導する。

2 統括管理者及び本部隊の指示があった場合は、その指示に従い活動する。

<地震、火災以外の災害発生時の活動>

第17条 毒性物質の拡散等、特殊災害が発生した場合は、通報連絡と避難誘導を主な役割とし活動を実施する。

<東海地震注意情報発令時の対応について>

第18条 東海地震注意情報が発表されたことを知った従業員は、直ちに防火・防災管理者に報告する。

- 2 防火・防災管理者は、従業員の時差退社及び残留保安要員の確保を図るなど、必要な対策を講じる。

<東海地震予知情報及び警戒宣言発令時の対応について>

第19条 東海地震予知情報及び警戒宣言が発令されたことを知った従業員は、直ちに防火・防災管理者に報告する。

- 2 防火・防災管理者は、自衛消防組織地区隊の編成確認及び火気使用設備の停止など、必要な対策を講じる。

第4章 雑則

<その他遵守事項>

第20条 この消防計画の定めによるほか、当ビルの協議会の定めによる。

附則 この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。

別紙 1

地震（震度 6 強）発生時の被害想定と予防対策・応急対策

被害想定	予防対策・応急対策

(別紙1の作成例)

地震（震度6強）発生時の被害想定と予防対策・応急対策

被害想定	予防対策・応急対策
(例1) 内装のタイルなどがはく落する。	自主点検の際、はく落する可能性があるひび割れがないか確認する。
(例2) 照明器具が天井から落ちる。	チェーンやひも類で器具と天井を繋いでおく。
(例3) 出入口の扉が変形し、出入りに障害が発生する。	バールを準備する。
(例4) スプリンクラーが誤作動し、室内に大量の水が放たれる。	消防訓練等の機会に、すぐにスプリンクラーの放水を停止できる方法を覚えておく。
(例5) 商品が棚から落下破損、床面にガラス片が散乱する。	散乱したガラスを片付け、二次災害を防ぐ。
(例6) 停電により照明が落ちる。	各自常備灯を机に用意する。

■被害想定となる項目

- 1 建物等の基本被害・・・・・・・・・・(例1)
- 2 建築設備被害・・・・・・・・・・(例2)
- 3 避難施設被害・・・・・・・・・・(例3)
- 4 消防用設備等被害・・・・・・・・・・(例4)
- 5 家具類の転倒・落下による被害・・・(例5)
- 6 ライフライン被害・・・・・・・・・・(例6)

※その他、協議事項により定めた全体の消防計画の被害想定も参考にしてください。

別紙2

自主検査票

検査日 年 月 日

	確認
管理権原者	
防火（防災）管理者	
検査担当者（立会者）	

報告事項	
------	--

判定欄の記号 ○良、 ×不良→⊗改修済 (1)

区分		検査内容	判定	備考
建築物	周囲等	可燃物が放置されていないか。		
		避難上、消火活動上有効な通路が確保されているか。		
	防火区画	改装工事等により防火区画が改造又は撤去されていないか。		
		防火区画を貫通する配管等のすき間は完全に埋められているか。		
		パイプスペース等が物置になっていないか。		
		防火シャッター・防火戸の変形・破損はないか。		
		防火シャッター・防火戸はスムーズに開閉するか。		
		扉・くぐり戸の近くに開閉を妨げる物品等はないか。		
		自動閉鎖装置の機能に異常はないか。		
		階段・廊下非常口	避難障害となる物が置いていないか。	
	非常口は、容易に開閉できるか。			
	床面につまずき、すべり等の発生要因はないか。			

消 火 設 備	消 火 器	定められている場所に置かれているか。		
		変形・破損・腐食等の異常はないか。		
		標識は脱落していないか。		
		蓄圧式の消火器の圧力が低下していないか。		
		周囲に障害物がなく容易に使用できるようになっているか。		
	屋 内 消 火 栓 設 備	消火栓箱の扉の開閉不良及び操作障害はないか。		
		ホース・ノズル・バルブに異常はなく、漏水していないか。		
		バルブ類は適正な開閉状態になっているか。		
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか。		
		ポンプ室は整理されているか。		
		制御盤の電源は入っているか。		
	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 ・ 泡 消 火 設 備	ヘッドの周囲に障害物はないか。		
		ヘッドの変形・腐食・漏水はないか。		
		間仕切変更等によるヘッドの未警戒部分はないか。		
		ポンプ室・制御弁室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか。		
		圧力計の指示圧力は適正か。		
		ポンプまわりは整理されているか。		
		制御盤の電源は入っているか。		
		送水口周囲に障害物はないか。		
	不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 ・ ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備 ・ 粉 末 消 火 設 備	ヘッドの変形・破損はないか		
起動装置の周囲に操作の障害物はないか。				
操作等の説明標識はついているか。				
制御盤の電源は入っているか。				
移動式設備のホース及びノズルに破損、亀裂・操作障害はないか。				

警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	感知器の変形・破損はないか。		
		間仕切変更等による感知器の未警戒部分はないか。		
		発信機の周囲に障害物はないか。		
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか。		
		受信機の電源に異常はないか。		
		ベルのスイッチは定位になっているか。		
		火災表示・回路導通試験は正常か。		
		警戒区域図はあるか。		
		非常電源の容量は適正か。		
非 常 警 報 設 備 (放送設備)	ベル又はスピーカーの変形・脱落等はないか。			
	ベル・放送の音量は十分か？			
	放送設備の階選択・一斉放送等の操作機能は正常か。			
	電源に異常はないか。			
避 難 設 備	避 難 器 具	操作場所及び降下場所の周囲に十分空間がとられているか。		
		操作場所の窓は容易に開放できるか。		
		標識・取扱い説明板等の破損、脱落はないか。		
		降下空間に看板・樹木等の障害物はないか。		
	誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識	標識・パネルの表面の汚れ、破損等がなく、点灯しているか。		
		広告物・装飾等で見えにくくなっていないか。		
非常電源に異常はないか。				

消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	連結送水管	扉の開閉を妨げる物品等はないか。		
		各階の放水口のバルブから漏水していないか。		
		送水口付近に障害物がなく、基準階図があるか。		
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか。		
	非常 コンセント 備	保護箱周囲に障害物はないか。		
		保護箱扉は容易に全開できるか。		
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか。		
		コンセントの変形、破損はないか。		
	消 防 隊 進 入 口	外部から容易に進入口を確認できるか。		
		進入口の周囲に物品等はないか。		
容易に開放できるか。				
そ の 他	危 険 物	危険物等がある場所で火気を使用していないか。		
		整理整頓されているか。		
		施設に漏れ、飛散、破損、腐食等はないか。		
		タンクや容器に破損、腐食等はないか。		
	火 気 管 理	喫煙は指定された場所以外で行っていないか。		
		吸殻の処理は適切か。		
		火気使用設備、器具に異常はないか。		
		電気設備、器具に異常はないか。		
		ちゅう房のダクトは清掃されているか。		
		工事中の火気の手扱いは適正か。		
	定員管理	定員を超える人員を収容していないか。		
	防 炎 物 品	カーテン・じゅうたん等は防災物品が使用されているか。(防災防火対象物)		

地 震	建 物 構 造	柱・はり・壁・床等に欠損、ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
		窓枠・サッシ等には、ガラス等が落下するおそれのある腐食・ゆるみ・著しい変形等はないか。		
		タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。		
対 策	避 難 施 設	避難通路の幅員が確保されているか。		
		扉の開放方向は避難上支障がないか。		
		避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。		
危 険 物		危険物の転倒、落下防止措置はあるか。		
		危険物の漏れ・あふれ・飛散はないか		

() 地区隊の編成と任務

地区隊の編成		任 務
地区隊長 (管理権原者)		地区隊の指揮統括
地区副隊長 (防火・防災管理者)		地区隊長の代行
指揮・通信連絡・情報収集班	班長 () 班員 () () () ()	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区隊長の補佐 2 地区隊への命令伝達及び情報収集 3 自衛消防本部との連絡 4 119通報及び通報確認 5 災害発生場所、被害状況等の本部隊への報告 6 館内への非常放送及び指示命令の伝達 7 消防隊への情報の提供
消火班	班長 () 班員 () () ()	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火場所へ直行し初期消火作業を実施 2 防煙、防火区画の設定 3 本部隊初期消火班の誘導 4 いつ火災が起きてもすぐに消火できるよう準備 5 その他必要な事項
救出・救護班	班長 () 班員 () () ()	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の救出、救護 2 救命、救急措置 3 ドアの開放 4 その他必要な事項
避難誘導班	班長 () 班員 () () () ()	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難階段への避難誘導 2 要救助者、逃げ遅れ者等の確認及び報告 3 警戒区域の設定 4 ドアの開放 5 避難経路に倒れた物や落下物を除去 6 携帯拡声器等を使い落ち着いて行動するよう誘導 7 その他必要な事項